

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>環境農林水産部 環境管理室 環境保全課</p>	<p>長期継続契約を締結している下記業務委託契約について、令和元年度分に係る経費支出伺書（支出負担行為）の決裁が業務開始後に行われていた。</p> <p>業務名称：大気汚染常時監視測定局の保守管理等業務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 契約日：平成30年6月14日</li> <li>2 委託期間：平成30年7月1日から平成32年（令和2年）12月31日まで</li> <li>3 契約金額：150,120,000円</li> <li>4 平成31年4月分検査日：令和元年5月22日</li> <li>5 平成31年4月分請求日：令和元年5月27日（請求金額4,824,000円）</li> <li>6 経費支出伺書の決裁日：令和元年5月23日</li> <li>7 支出負担行為額（令和元年度）：60,048,000円</li> </ol>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>【大阪府財務規則】</b> (支出負担行為)</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府財務規則の運用】</b></p> <p>第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> </div>	<p>検出事項は、大阪府財務規則を十分に確認しないまま処理したことにより生じたものである。</p> <p>会計事務の不備に関して、令和2年度の商工労働部・環境農林水産部合同会計事務研修の資料を用いて、グループ内で令和2年10月30日に伝達研修の実施や資料の回覧を行い、適正な事務処理について再確認を行った。</p> <p>また、年度末に支出負担行為が必要な長期継続契約案件を全てリストアップし、手続漏れがないか確認することとした。</p> <p>今後は、大阪府財務規則の規定に基づき、適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）